

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年8月4日

東京都後期高齢者医療広域連合長 多 田 正 見

東京都後期高齢者医療広域連合条例第11号

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「、「第14条、第15条又は附則第9条」を「第14条若しくは第15条又は附則第9条若しくは第11条から第13条まで」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額又は所得割額」に改める。

附則第11条の次に次の2条を加える。

（平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第12条 平成20年度における所得の少ない被保険者に対して賦課する所得割額について前条の規定を適用する場合には、同条第1項第3号中「40万円」とあるのは「58万円」とするほか、同項第4号の規定は、適用しない。

（平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

第13条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同号及び同条第2項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。